

3



# 紛争に巻き込まれる子どもたち

子どもたちは、自分が紛争を始めるわけではないのに、そのきわめて有害な影響をもっとも受けやすい立場にある。子どもたちは、武力紛争の複雑な原因をめったに理解できないのに、避難のために家をあとにしたり、残虐行為を目の当たりにしたり、果ては自分自身が戦争犯罪を行ったりすることを余儀なくされることがあまりにも多い。紛争に責任がないにも関わらず、子どもたちは紛争によって子ども時代を奪われるのである。

スーダンのダルフル地方で繰り広げられている悲劇は、子どもたちが本来受けられるはずの武力紛争からの保護を、世界がいまだに提供できずにいることを示している。2004年10月現在、自宅から暴力的に追い立てられたスーダン人は120万人を下らない。武装した民兵に殺された者も多いし、チャドとの国境に向けて、あるいはチャドとの国境を越えて逃げることで何とか生き延びた人々も、今度はまた違う形の闘い——病気、不十分な住居、貧弱な栄養との闘い——のなかに取り残されてしまった。難民や避難民を受け入れるために設けられたキャンプでも、人道的危機の規模の大きさに打ちのめされ、支援のための資源も枯渇寸前となり、病気の大量発生が脅威が絶えずキャンプを襲い、とりわけ食べ物や水が十分に得られず、衛生設備も満足でないために衰弱している子どもたちが脅威に晒されている。スーダン南部の別の地域では、政府とスーダン人民解放運動（SPLM）との間で1983年から<sup>(1)</sup>行われてきた紛争が解決に近づいたというのに、ダルフルの悲劇によって、その和平プロセスの進展がきわめて困難になっている。

## 武力紛争の性質の変化

スーダンの状況を見ると、紛争の性質と複雑さが近年どのように変わってきたかを苦々しく思い知らされる。冷戦終結後の14年間（1990～2003年）に世界48カ所で59件の大規模武力紛争が生じてきたが、そのうち国家間の戦争は4件のみで

## 要約

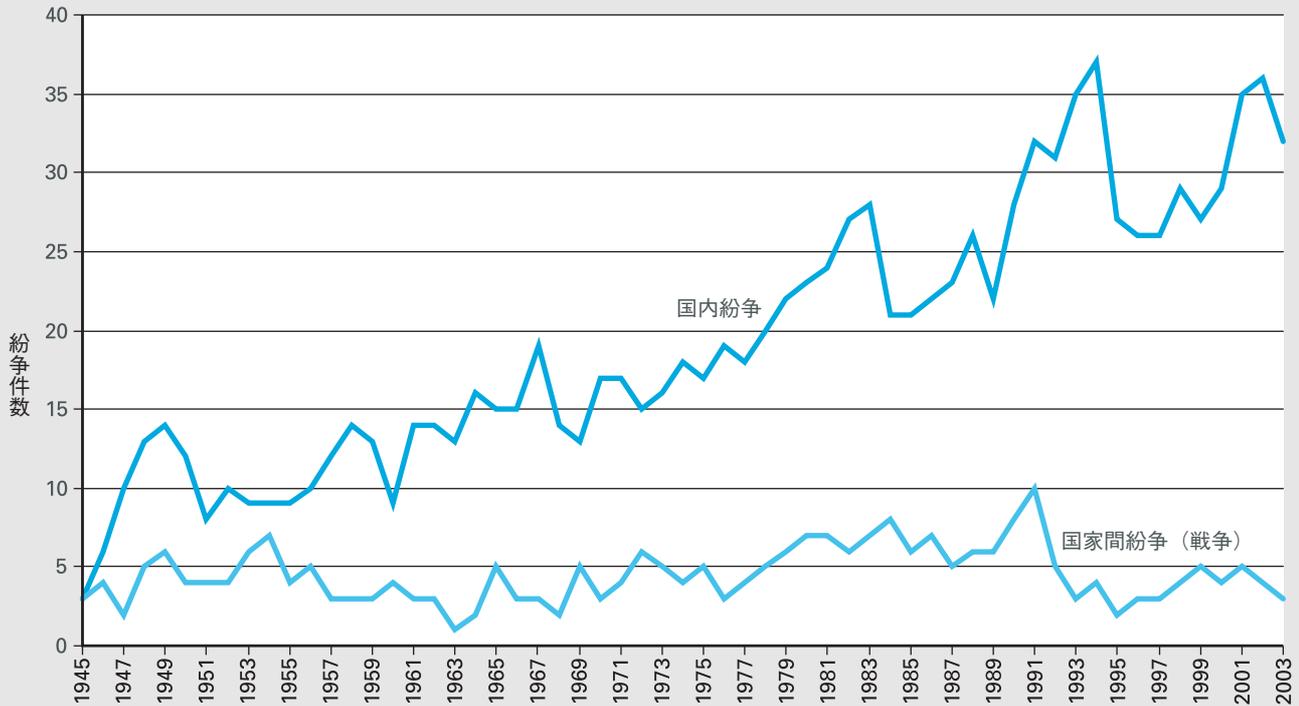
**何が問題か：** 子どもたちは常に、武力紛争の影響を真っ先に受けるグループのひとつである。たとえ殺傷されなくとも、親を失ったり、拉致されたり、暴力、避難、貧困または愛する人の喪失に直接晒されることによって心理的・心理社会的苦痛をこうむることがある。紛争を生き延びた子どもたちも、今度はまた別な形の闘いを強いられることが多い。病気、不十分な住居、基礎的なサービスの欠乏、貧弱な栄養などの闘いである。学校も暴力に巻き込まれることがあり、悲劇的な結末がもたらされることも多い。

子どもたちは、戦闘や強制労働に駆り出されたり、性的暴力・搾取を経験することもあるし、戦争の遺物である爆発性戦争残存物（紛争中に放棄された爆発物・武器、地雷、不発弾など）によって死亡したり障害を負ったりする子どもも年間数千人を下らない。とくに女子は、紛争状況が続いている間も紛争終了後も、性的暴力・虐待・搾取や偏見の対象とされやすい。また、紛争の前線に駆り出される女子も少なくない。

**何をなすべきか：** 子どもたちを武力紛争から保護するためには、次のようなことを行動に移さなければならない。

- **紛争前にも、紛争下でも、子どもを最優先に考えること。** 各国は、紛争に参加したり制裁を課したりする前に子どもへの影響を考慮し、紛争下では、人道支援機関が子どもや女性を保護できるようにしなければならない。
- **子どもの兵士の徴募をやめること。** 「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」の批准および適用をいっそう進めなければならない。
- **あらゆるレベルで子どものための保護的な環境を強化すること。** 紛争の破壊的な影響から子どもを保護するための諸条約を——留保なしで——批准・適用するよう、各国に対して奨励しなければならない。
- **加害者が処罰されない文化を根絶し、責任追及を強化すること。** ジェノサイド（集団殺害罪）、15歳未満の子どもの徴募を含む戦争犯罪、および人道に反する犯罪の実行犯は裁かれなければならない。
- **紛争における子どもの権利侵害についての監視・報告体制を向上させること。** 監視・報告体制の改善、とくに紛争によって影響を受けた、または紛争に巻き込まれた子どもに関する信頼のおけるデータの蓄積を優先課題としなければならない。
- **動員解除および地雷に関する意識啓発キャンペーンを拡大すること。** 包括的な支援プログラムを通じ、配慮のある形で子どもの兵士を市民社会に再統合することがきわめて重要である。女子の兵士の再統合には、とくに注意が払われなければならない。また、地雷の危険性に関する教育が学校のカリキュラムや公衆保健プログラムのなかに含まれるべきである。
- **武力紛争に巻き込まれた子どもたちの教育をできるかぎり早く再開すること。** これにより、子どもたちの生活を安定させ、普通の状態に近づけることが可能となる。
- **紛争を防止すること。** そのためには、暴力と貧困という根本的原因に対応するとともに、調停と紛争解決にいっそう多くの資源を投資しなければならない。

図3.1 激しい紛争が起きた回数（1945～2003年）



出典：Heidelberg Institute on International Conflict Research, *Conflict Barometer 2003*.

ある<sup>(2)</sup>。民族を理由とする紛争が増加していることは広く認識されるようになってきた。国家間の戦争に代わり、より局地的で内紛の様相を呈した紛争が多くなってきていることを考えれば、これは必然的なことである。

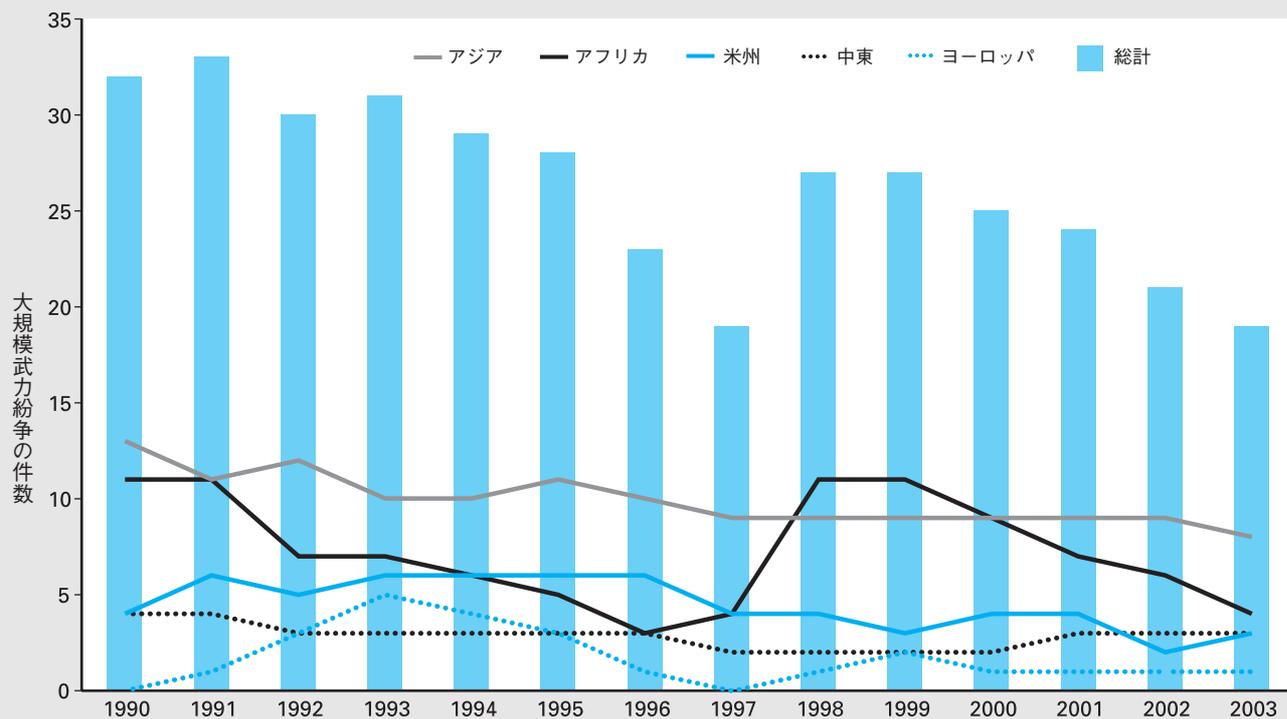
紛争が民間人に及ぼす脅威も桁外れに大きくなってきた。1990年以降、世界で紛争関連の死を遂げた人々の9割は民間人であると推定されており、そのうち8割が女性と子どもとされる<sup>(3)</sup>。民間人が直接の標的とされる場合もあれば、流れ弾や爆発性戦争残存物によって間接的に犠牲となる場合もある。内戦の性質上、戦闘は戦場ではなく人々が生活している場所が生じざるを得ない。そして、紛争の根が民族的な憎悪や怒りにあるときは、「嫌われた」グループの代表である兵士たちだけではなく、そのグループの構成員全員が被害を受けやすくなるのである。

紛争の被害者のうちみんながみんな、弾丸や爆弾で殺されるというわけでは決してない。多くの人たちは、紛争が社会全体の健康状態に及ぼす破滅的な影響に苦しんでいるのである。典型的な5

年間の紛争を例にとれば、この期間に5歳未満児死亡率は13%上昇し、成人の死亡率はそれよりさらに上昇する。たとえ紛争が終結しても、その影響は子どもの生存を阻害し続ける。最近の研究によると、和平成立後5年間の平均5歳未満児死亡率は紛争前のそれよりも11%高いことが明らかになっている<sup>(4)</sup>。

多くの開発途上国は、貧困によって絶望と恐怖、資源をめぐる闘争が生み出され、これが紛争につながり、さらにその紛争がますます貧困を悪化させるという悪循環に陥っている。世界でもっとも貧しい20カ国のうち16カ国は、この15年間に大規模な内戦に苦しんだことのある国々である<sup>(5)</sup>。内戦がせつかくの経済的・社会的発展を長期的に逆行させる引き金となり、それによって貧困が次の世代にまで引き継がれてしまうことが多い。

図3.2 大規模武力紛争の発生地



出典：Stockholm International Peace Research Institute, SIPRI Yearbook 2004.

### 紛争が子ども時代に及ぼす影響

子どもたちは常に、直接的にであれ間接的にであれ、武力紛争の影響を真っ先に受けるグループのひとつである。武力紛争は多くの面で子どもたちの生活を一変させ、たとえ子ども自身が殺されたり負傷したりしなくとも、親を失ったり、拉致されたり、レイプされたり、あるいは暴力、避難、貧困または愛する人の喪失に直接晒されることによって、心の中に決して癒やされることのない深い傷と心理社会的トラウマを負う場合がある。

紛争がもたらした破壊によって、子どもたちが教育や保健ケアのような重要なサービスを奪われる可能性も高い。子どもの教育は、教師がいなくなることによって阻害されることもあれば、地雷その他の爆発性戦争残存物により子どもたちの安全が脅かされ、阻害されることもある。学校そのものが武力紛争に巻き込まれる可能性があるのは、ロシアのベスランで2004年9月に発生した人質事件とその後の痛ましい戦闘によっても明らかである。この戦闘では150人以上の子どもとそれ以上のおとなが死亡した。インドネシアのアチェ州

では、政府軍と反政府軍との紛争によって、2003年5月だけで460校が全焼している<sup>(6)</sup>。ネパールでは、反政府勢力によるプロパガンダの拠点、人材徴用の拠点として学校が常用されており、教師や生徒が攻撃・拉致されることもしばしばである。

### 戦闘に従事させられる子どもたち

兵士として武力紛争に巻き込まれている子どもの正確な数は不明だが、数十万人に達している可能性が高い<sup>(7)</sup>。子どもたちは徴募されたり、拉致されたり、あるいは圧力をかけられた結果、武装勢力に加わるのだ。全員が戦闘に参加するわけではないが、軽量化した武器の拡散により、10歳に満たない子どもでさえ十分に人を殺せるようになった。子どもたちはまた、無理やり性的奴隷にされ、あるいは作業要員、料理人・使用人、連絡要員、スパイとして働かされたりもしている。女子は、ひとりの指揮官によるものか部隊全員によるものかを問わず、とくに性的搾取の対象にされやすい。多くの女子は男子とともに戦いの最前線

## 女子兵士：語られなかった物語

### 見えない兵士たち

かつて、戦闘で子どもが利用されているという事実を、国際社会はほとんど認知していなかった。その状況が変わったのは、人道団体が集まって結成した「子どもの兵士禁止のための世界連合(Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)」が、武力紛争下にあるすべての国で、男女の子どもがどのぐらい戦闘当事者に関わっているかを組織的に特定し始めてからのことである。いまではこのような状況下に置かれたたくさんの子どものための認識が高まっている。それでもなお、国際的な報告書や取り組みでは、「子どもの兵士」ないし「子どもたち」という一般的用語で念頭に置かれているのが男子だけであることが非常に多い。女子が政府軍・市民軍・準軍事勢力および（または）反政府の武装勢力に参加していた国は1990～2003年で55カ国にのぼり、うち38カ国では女子が武力紛争に積極的に関与していたにも関わらず、である。

今まで男子に焦点が当てられてきたのは、男子は武力紛争に兵士として参加するが、女子はたいてい成人兵士の「妻」、すなわち性的奴隷と位置づけられてきたことによる。ところが、最近になってようやく、女子が経験することはそれよりもはるかに複雑であり、実際に戦闘に携わる戦士、情報要員、スパイ、運搬要員、衛生兵、奴隷労働者といった多種多様な役割を担っていることがわかってきたのである。

女子の兵士について男子とは別に語ることがどうして重要なのであろうか。それは、女子が経験することが男子の場合とかなり異なるからである。現在、女子のニーズを満たすための国

際プログラムは—そのようなプログラムが存在する場合—情報不足のなかで実施されている。紛争中の対応、また動員解除や社会への再統合といった紛争後の対応を改善するには、女子兵士が経験していることを記録・理解することが必要不可欠である。

### 強制・拉致・生存：女子はどのように紛争に巻き込まれるのか

研究によれば、武力紛争の際に拉致の標的とされるのは主に女子であり、その目的は女子を無理やり兵士ないし性的相手・奉公人にさせるところにある。正確な数字は不明だが、このような拉致が世界中で行われていることは明らかである。この10年間で、女子が拉致されて戦時に利用されてきた国は少なくとも20カ国にのぼる。サハラ以南のアフリカではアンゴラ、ブルンジ、リベリア、モザンビーク、ルワンダ、シエラレオネおよびウガンダ、ラテンアメリカではコロンビア、エルサルバドル、グアテマラおよびペルー、アジアではカンボジア、ミャンマー、フィリピン、スリランカおよび東ティモール、ヨーロッパでは旧ユーゴスラビア連邦共和国およびトルコなどである。

女子が武力紛争に参加する原因は拉致だけではない。コロンビアやカンボジアのようにある種の「納税」手段として、あるいはその他の事情で、親によって武力紛争に参加させられる場合もある。あるコソボ系アルバニア人難民は、13歳の娘をレイプされた後、その子をコソボ解放軍に差し出した。「セルビア人への恨みを娘が返してくれるのさ」と父親は言う。「たぶん闘いで死ぬだろうが、それが一番いいだ



© UNICEF/HQ88-0572/Giacomo Pirozzi

非政府組織「クリスチャン・ブラザーズ」が運営する職業訓練センターの玄関に立つ少女。このNGOは、シエラレオネ南部の都市ボーで、保護者のいない子ども、虐待された子ども、路上で暮らしたまたは働いている子ども、元子どもの兵士などを対象として活動している。

ろう。どっちみち、あんなことをやられたあとじゃ未来なんかないんだから」

武装勢力への参加を女子が自ら選ぶ場合もある。しかしその選択も、生きるか死ぬか、命がかかった問題なのである。現在の武力紛争ではほとんどの場合、女子が頻繁に身体的・性的虐待を受けていることを考えれば、レイプされたり、傷つけられたり、あるいは殺されるのを待つよりも、武器を手にするほうが安全な場合がある。

また、紛争の影響を受けた地域に暮らす子どもたちは、紛争当事者たちの物資供給システムを通じてしか食べ物・住居・安全を手に入れられないこともある。このような子どもたちの入隊を自らの意志によるものと称するの

は、誤解を招くものであり、誤りである。

女子の拉致・強制的徴募とその広範囲かつ組織的な性的搾取・虐待との間にはかなりの相関関係がある。女子は全般的に社会的地位が低いために男子よりも暴力の対象とされやすく、レイプは日常茶飯事であって、性感染症につながることも多い。たとえばシエラレオネでは、レイプ被害者の7～9割が性感染症に感染しているとの保健員による推定がある。拉致被害者は性的暴力を繰り返されるため、とりわけリスクが高い。

### 再統合：女子のための適切な援助が存在しない

紛争が終わっても女子は網の目から漏れ、あらゆるレベルの武装解除・動員解除・再統合プログラムの対象から一貫して除外され続ける場合がある。このようなプログラムを受けられるのは比較的少数の女子のみなのだ。プログラムを受けずに自らコミュニティに戻り、正式な支援も受けられず、多くの心理社会的・身体的問題を抱え続けたまま放置される女子が少なくない。このようなプロセスのなかで、女子兵士の具体的なニーズへの対応は行われないのが通例である。それは主として次のような理由による。

- 女子兵士の人数はいつも過小評価されている。

- 自ら、または拉致されて武装勢力に参加した女性と女子は「本当の兵士」とは見なされない。

- 武装解除・動員解除・再統合の時点で18歳以上になっており、子どもを産んでいる場合も多いため、誤って「おとなの女性」として分類される女子が多い。

- 現時点では、武装解除・動員解除地区への誘導は武装した男性に重点が置かれている。

さらに、拉致されたり強制的に徴募されたときには子どもだった若い女性が「戦時ベビー」を連れて戻ってくると、レイプされたこと、拘束者の子どもを産んだことは恥であるという理由で、家族やコミュニティから偏見を受け、拒絶の対象とされかねない。性感染症の検査や治療を受ける女子もほとんどいないため、家族やコミュニティのなかでHIVが感染・拡大するリスクも高まる。

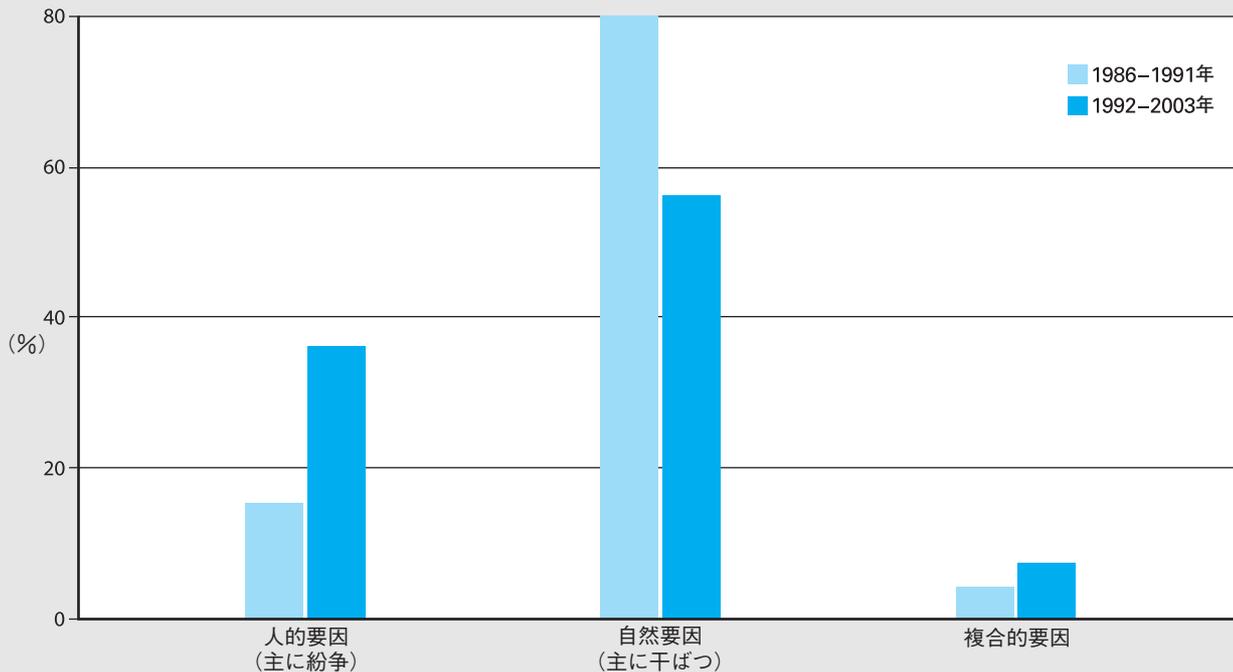
国際法上の枠組みはすでに、女子差別撤廃条約や国連安保理決議1325「女性、平和、安全」をはじめとして、女性に対する暴力を非難・根絶するよう各国に求めている。これに加え、子どもの権利条約、および武力紛争への子どもの関与に関する同条約の選択議定書は、武力紛争における女子・男子の徴募および拉致をやめさせるためのもっとも重要な国際法上の基準のひ

とつである。しかし、紛争下での暴力を生き抜いた女性一般、とくに女子兵士に対する保護と支援は悲惨なほど不十分なままに留まっている。

第一歩として必要なのは、女子兵士の圧倒的多数は深刻な人権侵害を受けてきたこと、また極度の暴力行為を目撃し、場合によってはそれに参加してきたことについての認識を高めることである。女子兵士たちは、このような経験をしたにも関わらず素晴らしく順応して生きているように見えるが、これをエンパワーメントと勘違いするべきではない。真のエンパワーメントの源として圧倒的多数の女子が挙げるのは、より広く明るい未来を構想するのに役立つ教育と、自分および家族を支えていけるようになるためのスキルの訓練である。指導者、親、親族、近隣住民の参加を得た包括的なアプローチが決定的に重要となる。コミュニティに帰ってきた女子や若い女性には、前向きな影響を与えてくれるおとなの支援が必要である。たとえ自分自身が前とは違う人間になっているとしても、自分には居場所があり、未来があり、コミュニティで意味のある貢献ができることを、少女たちは理解する必要があるのだ。

101ページの注参照。

図3.3 食糧危機の主な原因（1986～2003年）



出典：Food and Agriculture Organization of the United Nations, *The State of Food Security in the World 2003*, p.14.

にも立っている（42ページのパネル「女子兵士：語られなかった物語」参照）。

武装勢力が、そしてときには政府軍が子どもを使用するのは、子どもたちが恐れることなく人を殺し、何も考えずに命令にしたがうため、おとなより扱いやすいからである。このような子どもたちは、全員、無理やり徴募されたか、貧困や飢餓を逃れるために参加したか、あるいはある大義を積極的に支持すべく志願したかに関わらず、子ども時代を真っ先に失うことになる。

兵士として紛争に関与する子どもがもっとも多いのはアフリカとアジアである。そして、紛争で子どもを使用する傾向は弱まっていない。2003年には、コートジボワール、コンゴ民主共和国、リベリアで徴募される子どもたちが急増した。とくにコンゴ民主共和国では、子どもが関与した残虐行為、レイプ、暴力行為が広く行われたという報告がある。ウガンダ北部では数千人の子どもたちが反政府勢力「神の抵抗軍（LRA）」に拉致され、戦闘や苦役に無理やり従事させられてきた。さらに数千人の子どもたちが毎晩のように家や村

から逃げ出し、攻撃や拉致の対象とされない町中に避難している（48ページのパネル「ウガンダの『夜間避難』児」参照）。ミャンマーでは軍にまだまだ多数の子どもたちが在籍しているし、コロンビアでは近年、武装勢力や都市部の民兵に使用されている子どもの数が約1万4,000人にまで増えた<sup>(8)</sup>。

## 難民・国内避難民の子どもたち

家族生活は子どもの基本的権利のひとつである。紛争ではそれがまったく尊重されない。戦闘地域や直接の攻撃から逃れるなかで人々は家から追い立てられ、財産だけではなく家族や友人まであとに残していかざるを得ない。1990年代にはおよそ2,000万人の子どもたちが、紛争または人権侵害によって家を離れることを余儀なくされた<sup>9)</sup>。

紛争から逃れるなかで家族が離れ離れになる場合もある。ひとりで取り残された子どもは、性的虐待を受けたり戦闘のために徴募される可能性がさらに高くなる。保護支援の安全網を奪われることにより、飢餓や病気の被害も受けやすくなる。何とかばらばらにならずに避難先までたどり着く家族もいるが、避難先の厳しい生活に、子どもたちが栄養不良や病気になる可能性は高まる。

家族が故郷の家をあとにするとき、それは一時的なことで考えられるのが通例である。しかし、避難先で過ごす期間が数年に、はては数十年に及ぶことがあまりにも多い。このような場合、子どもは子ども時代全体をキャンプで過ごすこともある。スーダン南部などでは、一世代の子どもたちが一度も故郷の家に住んだことがないままに終わっているのである。

家を離れて避難することを余儀なくされた人々は世界中に4,000万人いるが、そのうち約3分の1は国境を越えて追い立てられた難民である<sup>10)</sup>。残りの3分の2が国内避難民だが、その割合は内戦の増加に比例して着実に高まりつつある。人道支援機関・団体にとって、国内避難民を支援することははるかにむずかしい。政府から「干渉」と見なされることが多いためだ。しかし国内避難民が抱える問題は、支援システムの対象外であること、身分証明書がないこと、差別を受けることなどを始め、難民が抱える問題と同じぐらい深刻である。国際法上の保護を享受できる難民とは異なり、国内避難民の法的地位や、国内避難民に対して国内機関から提供されるケアおよび保護は弱いことが多い。

## 性的暴力に苦しむ子どもたち

性的暴力は、紛争の際に意図的に用いられることが多い武器のひとつである。これにはレイプ、手足等の切断、搾取、虐待などが含まれ得る。1990年代初頭にボスニア・ヘルツェゴビナやク

ロアチアで起こった紛争では、10代の少女や女性をレイプして子どもを産ませるという方針が意図的にとられ、そうして生まれた子どもはしばしば「敵の子」と呼ばれた<sup>11)</sup>。コンゴ民主共和国、リベリア、シエラレオネ、スーダンで生じている最近の紛争でも、いずれも性的暴力が用いられている。若さゆえに、比較的無防備なゆえに、あるいはHIVに感染している確率が低いと思われているがゆえに、思春期の少女たちがあえて対象とされることが多い。紛争地帯からは、民兵や反政府勢力によって女子が拉致され、性的奴隷状態に置かれているという報告が数多く寄せられている。

性的暴力の増加は紛争にともなって生じることが多いものの、犯罪は兵士が行うものだけに限られるわけではない。紛争がもたらす混乱と崩壊の中で法の支配が損なわれることにより、子どもたち—とくに家族やコミュニティから切り離された子どもたち—は性的暴力や性的搾取をはるかに受けやすい立場に置かれる。避難民キャンプも子どもにとっては危険な場所になりかねない。過密状態、絶望、法の支配の弱体化によって、子どもたちが性的虐待に晒される可能性があるのである。加えて、紛争によって引き起こされた貧困、飢餓、不安定さによって子どもが売春を余儀なくされることもある。たとえばコロンビアでは、家族の安全を確保するために12歳という幼さの少女が武装勢力に身を差し出したと報告されている<sup>12)</sup>。

こうしたさまざまな要因はいずれも、紛争地域におけるHIV感染の可能性を高める傾向にある。学校や保健制度の崩壊により、こうしたリスクに対抗し得る安全装置も十分に役立たない。これに加えて、紛争の影響を受けている地域では人生の希望が見出せないために、若者の間でリスクの高い性的行動が助長される場合もある。HIV有病率の低い地域で紛争が勃発しても、それだけで感染率が爆発的に高まるわけではない。しかし、紛争にともなう社会秩序の崩壊と性的暴力は例外なくHIVの蔓延状況を悪化させる。1990年代のルワンダや、コンゴ民主共和国の東部地域のようにすでにHIV/エイズの影響を受けている地域で紛争が勃発すると、その影響は破滅的である。

### 図3.4 地雷：世界的実態

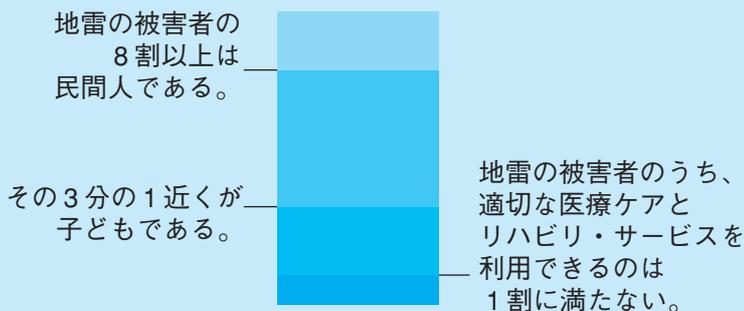
地雷の製造コストは  
1個あたりわずか3米ドルである。  
地雷の撤去は1個あたり  
最高1,000米ドルかかる場合もある。

78カ国の兵器庫に  
2億～2億1,500万個の  
地雷が貯蔵されている。

地雷による死傷者は  
毎年1万5,000～2万人にのぼる。

世界中で30万人以上が  
地雷に関連した傷を負ったまま  
生活している。

地雷の死傷事故が報告されている国は  
65カ国にのぼる。



50カ国以上  
地雷製造国の数は、  
地雷禁止国際キャンペーンが  
活動を開始した1992年の50カ国以上から、  
2003年中盤には15カ国にまで  
減少した。

15

出典：International Campaign to Ban Landmines, *Landmine Monitor Report 1999 and Landmine Monitor Report 2003*; and the Landmine Survivors Network.

### 爆発性戦争残存物

たとえ紛争が終わっても、子どもたちは紛争が  
残したものに脅かされることが多い。爆発性戦争  
残存物（紛争中に放棄された爆発物・武器、地雷、  
不発弾など）によって、毎年数千人の子どもたち  
が死亡したり障害を負ったりしている。爆発性戦  
争残存物によってコミュニティ全体が畑、井戸、  
診療所、学校にアクセスできなくなり、戦闘がや  
んだ後もずっと剥奪状況が続く場合もある。地域  
に地雷が残っているため、自分の家ではなく、避  
難先に住み続けざるを得ない家族も存在する。

地雷だけでも、毎年1万5,000人から2万人の  
犠牲者を新たに生み出している<sup>(13)</sup>。2002年から  
2003年に地雷の新たな犠牲者が出た65カ国の3  
分の2では、この期間中、紛争下にはなかった<sup>(14)</sup>。  
ヒューマンライツ・ウォッチが行った研究によれ  
ば、イラクの人口密集地域で連合軍がクラスター  
弾を使ったことが、2003年に民間人が犠牲になっ  
た主な原因のひとつになっていたのである<sup>(15)</sup>。

爆発性戦争残存物の被害者のほとんどは男性で  
あり、多くの場合には農民である。しかし子ども  
たちもまた危険に晒されている。子どもたちは見  
慣れない物体に興味を持つ傾向があるし、一部の  
蝶型地雷やクラスター爆弾のカラフルなデザイン  
に魅きつけられる場合があるのである。これに加  
えて、多くの子どもたちは家畜の世話や水汲みを  
担当しており、田舎の広大な地域を移動してい  
るうちに地雷敷設地帯に行き当たる可能性がある。  
地雷敷設地帯であることを示す標識を理解してい  
る可能性も、おとなより低い。

### 武力紛争の影響を受けている 子どもたちの保護

武力紛争が子どもに及ぼす影響についての包括  
的研究の実施を国連総会が初めて要請して以来<sup>(16)</sup>、  
武力紛争の影響を受けている子どもたちの苦境  
は、国際社会でも、多くの国々の全国的・地域的  
レベルでも、いっそうの注目を集めるようになっ  
た。

紛争が子どもたちに突きつける課題に対応する  
ため、相当の努力が行われてきた。紛争から子ど  
もたちを保護しようとするときに直面する障害に  
ついてグラサ・マシエルが1996年に発表した報  
告書<sup>(17)</sup>により、紛争の影響を受けている子ども  
たちへの関心は国際社会全体を通じて高まった。

その結果、国連事務総長は紛争のあらゆる段階で子どもの保護・権利・福祉を促進するために「子どもと武力紛争に関する特別代表」を任命し、国連安全保障理事会も、この問題についての最新情報を毎年受け取ること、審議の際に子ども特有の問題について考慮するようにすること、影響を受けている子どもの証言を直接聴取することにますます積極的関心を示すようになった。

このように紛争下の子どもたちの問題について関心が高まったことにより、全体としてはその保護を向上させるための重要な進展がもたらされてきたものの、1996年に指摘された諸問題の多くは今日ますます重大なものとなっている。さらに新たな課題も浮上しており、子どもたちを保護しようという世界の決意が試されているのである。

## 戦争反対の課題

9年前、ユニセフは『世界子供白書1996』で10項目の「戦争反対の課題」を打ち出した（50ページのパネル「戦争反対の課題（1996年）」参照<sup>(18)</sup>）。紛争下の子どもたちの苦境が「子どもの幸せを願うすべての人々の自然な気持ちに反するだけでなく、子どもの福祉に責任を持つ人の明らかな信念や法的義務」とも矛盾することを憂慮したユニセフは、子どもの権利を最優先に掲げた一連の課題を提唱したのである。本章では以下、これらの課題について1996年以降どのような進展があったのかを検討し、各分野で残されている課題を検証する。その課題は、9年前と同じように今日でも当てはまるものである。

## 子どもの兵士と社会復帰

**進展：** 子どもを兵士として使用してはならないという合意は強化されつつある。1999年には、国際労働機関（ILO）の加盟国174カ国によって全会一致で「最悪の形態の児童労働条約」が採択され、武力紛争で子どもを使用するための強制的または義務的徴募は児童労働の一形態であることが、初めて具体的に法律上の認知を得た。これは、武力紛争における徴募・参加の最低年齢を18歳と定めた初めての条約でもある。

国連総会で2000年5月25日に採択された「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」は、敵対行為に直接参加できる最低年齢を15歳から18歳に引き上げ、18歳に満

たないかなる子どもの強制徴用も禁止し、各国政府に対し、自発的入隊の最低年齢を引き上げるよう促したものである。政府以外の武装勢力については、自発的か強制的かを問わず、あらゆる場合に子どもの徴募が禁じられている。

選択議定書が採択され、2002年に発効したことは、子どもの兵士の徴募・使用をやめさせるために続けられている世界的キャンペーンの成果である。この努力には各国政府、国連機関、非政府組織が参加し、「子どもの兵士禁止のための世界連合」が主導的役割を果たしている。これは紛争の有害な影響から子どもたちを保護するうえで重要な前進ではあるが、何千人もの子どもの兵士が苦しんでいる人権侵害の解消に向けた一歩にすぎない。2004年9月現在、選択議定書の批准国は82カ国である。それ以外の子どもの権利条約の締約国も選択議定書を批准するよう、取り組みが続けられている<sup>(19)</sup>。

2001年11月には国連安全保障理事会が前例のない対応をとり、国連事務総長に対し、武装戦闘員として子どもを使用し続けている紛争当事者のリストを公表するよう求めた。このリストは2002年11月に初めて発表され、1年後に更新されている。もうひとつの画期的出来事は、2002年7月に国際刑事裁判所規程が発効し、15歳未満の子どもを徴募し、入隊させ、または敵対行為で使用するものが戦争犯罪とされたことである。

近年のもっとも重要な進展のひとつに、紛争後に真実・和解委員会がますます活用されるようになっていくことが挙げられる。このような委員会により、子どもたちは自分の経験について証言したり、国家レベルの癒やしのプロセスに参加することが可能になるのである（51ページのパネル「シエラレオネの真実と和解」参照）。トラウマを負った子どもたちへの心理社会的支援は、緊急事態に対するユニセフの包括的な対応のなかで重要な位置を占めている。

## ウガンダの「夜間避難」児

子ども時代とは守られながら健やかに成長できる期間であるという考え方は、ウガンダ北部では忘れ去られてしまい、実質的にその片鱗すらうかがえない。そこで暮らす子どもたちにとって、18年間の紛争は反政府勢力「神の抵抗軍（LRA）」による恐怖支配を意味してきた。反政府勢力のほとんどは子どもの兵士から構成されており、通常はたそがれ時に攻撃してくる。小規模な民間人の居住地や国内避難民キャンプを包囲しては侵入し、階級を上げるために食糧を盗んだり子どもやおとなを拉致したりするのである。子どもたちはとくにこうした暴力的攻撃の対象になりやすく、自分の親や他の子どもを殺すよう強要されることも多い。抵抗軍に拉致された子どもたち——2002年6月に紛争が悪化して以降、1万人から1万2,000人に達すると推定されている——は、兵士や運搬要員として、また女子は性的奴隷として利用されている。



ウガンダ北部で拉致された子どもは、多くの場合、隣国であるスーダン南部の宿营地まで行軍させられる。その途上で、病気や飢えのために数千人が死亡したと考えられている。反政府勢力に加わるための通過儀礼の一環として、子どもたちは残酷な暴力行為に参加させられ、囚われの身から脱走を図った仲間の子どものを殴り殺すよう強要されることも多い。生き残った子どもたちは、ウガンダ軍やスーダン人民解放軍（SPLA）との戦闘への参加を余儀なくされる。さらに最近では、スーダン南部でウガンダ軍が神の抵抗軍の基地数箇所を破壊したこと、2002年中盤から紛争が激しさを増したことにより、拉致された子どもの多くはウガンダ国内の神の抵抗軍部隊に直接連れて行かれるようになった。そこでも、同じように残虐な取り扱いを受ける可能

性があることは変わらない。

グルの街では、ユニセフの支援を受けて非政府組織「ルーラル・フォーカス・ウガンダ」が運営するシェルターに数十人の子どもやおとなが避難してくる。これと同じ「夜間避難者」はウガンダ全土に数万人存在し、反政府勢力「神の抵抗軍」による強制的拉致や攻撃を恐れて毎晩、自分の家から避難してくるのである。

性があることは変わらない。

2004年10月までには、ウガンダのグル、キトグム、パデールの各県に住む数万人の子どもたちが毎晩、家と村から逃げ出し、街の中心部や大規模な国内避難民キャンプの中心部にやってくるようになった。神の抵抗軍による攻撃や拉致を恐れてのことである。「夜間避難」児と呼ばれるこうした子どもたちの寝場所としては、他にも臨時のシェルター、使われていない教会、病院の構内、ベランダ、バス・ターミナル、土ぼこりにまみれた玄関口などがある。そして朝になると家に帰るので

ある。なかには2回も居場所を奪われた子どももいる。最初は紛争のために家から逃げ出すことを余儀なくされ、次に反政府勢力の侵入によって避難場所にもいられなくなってしまった子どもたちである。夜間避難は国内避難民キャンプでも行われている。キャンプの端っこの小屋で暮らす子どもたちが、危ない目にあわないよう、キャンプ中心部にある公共の事務所の近くで眠るのである。安全が確保されないため、キャンプでは夜間の監視が行われていないからだ。

夜間避難児は——その多くは親の保護

を得られず、きちんとしたシェルターも利用できない——身体的虐待、性的搾取、そしてレイプ等のジェンダーにもとづく暴力の脅威に直面している。少女たちは、移動中にも、街の中心部の寝場所でも、性的ないやがらせや虐待の対象とされる。HIVその他の性感染症に感染したり、若くして妊娠したりする危険性にもますます晒されやすくなる。食べ物やお金と引き換えに「サバイバル・セックス（生き延びるためのセックス）」に身を投じるほか選択の余地がないことが多いためである。

夜間避難児が利用するシェルターでは、物質的援助や基本的サービスは不十分か、あるいはまったく存在しない。ユニセフは2003年以降、「ノアの方舟」や国際奉仕のためのボランティア協会（AVSI）といったパートナーと協力しながら、グル、キトグム、カロンゴの街にいる1万2,000人の夜間避難児に対し、簡易シェルター、毛布、衛生設備へのアクセスを提供してきた。シェルターは、塀が張りめぐらされたキャンプ場という比較的安全な環境にある。夜間避難現象の規模は紛争とともに大きくなっており、ユニセフとそのパートナーは支援を強化しているところである。ただ、子どもたちが安全上の理由以外で宿泊所に来ることのないよう、各センターで提供する援助の水準については慎重を期している。したがって、いずれのシェルターでも、一夜の宿泊のための基本的な物資と設備以外は提供しないことで合意が得られている。

ウガンダ北部の人々、とくに子どもたちは1世代に及ぶ紛争の影響に苦しんできた。この地域で戦闘のために避難を余儀なくされたウガンダ人の数は2004年5月までに3倍になり、およそ160万人に達している。そのうち8割

は子どもと女性である。北部では、HIV／エイズが危機的なペースで広がりがつある。基礎的識字率も下がりつつある。紛争のために人口の9割が家を捨てなければならなかったグル地区では、効果的な保健ケアにアクセスできるのは人口の2割未満という状態である。

ウガンダ政府と神の抵抗軍は、国際社会の協力と支援を得て、紛争の平和的解決のために努力しなければならない。恒久的解決が達成されるまで、市民、とくにもっとも弱い立場に置かれた市民を保護するのは政府の責任である。ドナー各国・機関、国連システムおよびその他の人道支援団体は、夜間避難児の苦境を緩和するための支援を緊急に強化しなければならない。

### セントメリー校への帰還：神の抵抗軍から逃れた10人の少女たち

1996年、ウガンダでも最高の寄宿制学校のひとつ、セントメリー校を神の抵抗軍の兵士が襲い、139人の少女たちを拉致した。ほどなくしてほとんどが解放されたものの、30人は囚われの身に留められた。少女たちは殴られ、拷問され、無理やり反政府勢力の指揮官の「妻」にさせられ、人殺しを教えられた。

8年経っても、セントメリー校はこの少女たちのことを忘れていない。生徒たちは彼女たちのために毎日放課後の祈りを捧げ、拉致が発生した10月10日には毎年、記憶を風化させないための式典が行われる。2004年にはちょっとしたお祝いをする理由ができた。1996年に拉致された少女たちのうち10名が逃げてきたのである。そのうちのひとりにはシャーロット・アウィーノと

いい、22歳になる。母親のアンジェリー・アティアムは、娘の帰還を求めて果敢に声を上げる活動家になっていた。拉致された他の少女たちの親と手を結び、娘たちの苦境に国際社会の関心を向けようと精力的なキャンペーンを展開したのである。直接行動主義にもとづき、彼女はビル・クリントン前アメリカ大統領やコフィ・A・アナン国連事務総長を含む国際的指導者にも直接働きかけ、解放のための助力を求めた。

彼女の行動は神の抵抗軍の目にもとまり、活動をやめればシャーロットを解放するとの提案を持ちかけた。苦悩の決断ではあったが、アンジェリーンはすべての子どもたちが解放されるまで沈黙はしないと答えた。2004年の夏、シャーロットは、最高指揮官のひとりにレイプされて産んだ息子とともに脱走に成功した。

シャーロットは母親とともに暮らせるようになったが、母親のアンジェリーンはいまなお積極的に活動し、囚われの身のままであるセントメリー校の少女たち——数名は殺されたと思われるが、約6人がまだ解放されていない——と、これまで神の抵抗軍に拉致された他の子どもたちの解放を求めている。

## 戦争反対の課題（1996年）

問 題	勧 告
予防	世界は手をこまねいて敵対行為の発生を待つのではなく、その予防に目を向けなければならない。努力を強化して暴力の背後に潜む原因に取り組み、仲裁や紛争解決にもっと資金を投入する必要がある。
女子と女性	紛争中はコミュニティに根ざした措置をとって女子や女性の状況やニーズをモニターし、とくにその安全を確保する必要がある。女子や女性は性的暴力やレイプの脅威に晒されるからである。心の傷を受けた女子や女性は緊急に教育やカウンセリングを必要とする。紛争時には女性の経済的負担が高まるので、技能訓練やクレジットなども受けられるようにしなければならない。紛争の前後には、教育や女性の権利保護の立法、家族やコミュニティの意思決定での女性の役割を高める措置をとることが必要である。
子どもの兵士	「児童の権利条約」では15歳となっている徴募の最低年齢を18歳に引き上げるべきだとユニセフは考える。これは条約の選択議定書を採択して変更できる。子どもの兵士の社会復帰に努力を集中して、それらの子どもが暴力や犯罪に走り、絶望に陥らないようにすることも重要である。
地雷	国際法はまだ対人地雷の製造や使用、備蓄、販売、輸出を非合法化していないが、いまやそうした国際法を制定すべきときがきている。ユニセフは他の多くの機関とともに、それが子どもや民間人の果てしない苦しみを終わらせるための唯一の方法だと考えている。ユニセフはまた、地雷を製造し、輸出している企業とは取引をしない。
戦争犯罪	近年、子どもや民間人に対するもっとも野蛮な暴力行為が増加した。蛮行を暴露して告発すべきである。国際戦争犯罪法廷が支持と資金を得て、違反者を裁けるようにならなければならない。
平和地帯としての子ども	より積極的にこの構想を推進しなければならない。その効果は一時的で失われやすいかもしれないが、平和地帯はすでに国際外交の重要な一部になり、最悪の紛争のもとでさえ、重要な人道的空間を設けることを可能にする。そのためユニセフは、平和地帯を国際人道法の柱のひとつにする可能性を追求する。
制裁	経済制裁は、非道な政権に圧力をかけることの長期的利益が、子どもに課する直接のコストを上回るという仮定に基づいている。だがそうではないかもしれず、何らかの制裁を行う場合は、「子どもへの影響の評価」を行い、その後モニタリングを継続して子どもへの影響を明らかにする必要がある。
緊急救援	紛争が長期化している場合には、救援を、社会の能力を再建し、開発を促進する過程の一部とみなさなければならない。
社会復帰	さらに計画的な努力によっておとなの兵士と子どもの兵士の動員を解除し、コミュニティを再建し、安心感を与えるだけでなく、和解を可能にする。子どもが受けた心理社会的打撃への取り組みも重視する必要がある。
平和教育	紛争は避けられないとしても暴力は避けられる。紛争の環を断ち切るために、教育は憎悪や疑惑ではなく平和や寛容の精神を育てるものでなければならない。

## シエラレオネの真実と和解：子どもたちに発言の機会を

シエラレオネの真実・和解委員会の使命は、紛争の影響を受けた子どもたちの経験に特別な注意を向けている点で他に例を見ないものである。課題は、子どもにやさしい手続きをどのように作り上げ、子どもを守り、個人的な紛争の恐怖経験を安心して語れるようにしてあげるか、という点だった。今までのところ、子どもを対象とした特別審理、非公開の会合、安心できる事情聴取環境、証言する子どもの身元の保護、子どもを心理社会的に支えるスタッフの訓練などの手続きが整っている。

こうした手続きの立案には最初から子どもたちが参加した。2001年6月、ユニセフは「国家人権フォーラム」やシエラレオネ駐留国連派遣団人権班と連携して、子どもの権利や子どもの保護の専門家と子どもたちとの会合を設定した。参加した子どもたちには、反政府勢力に拉致された元子どもの兵士、反政府勢力の指揮官と性的関係を強要された少女たち、手や足を切断された子どもたちなどが含まれていた。

子どもたちにはそれぞれのソーシャルワーカーが付き添い、問題が起こったときに支えを提供するとともに、話をすることが癒やしのプロセスに役立つのだと説明した。参加した子どもたちは、子どもがさまざまな方法で——口頭で、身振り手振りで、絵や作文で——表現できるようにすべきだと勧告した。同時に、シエラレオネ社会の子どもたちは黙っているよう教えられていること、場合によっては友人や家族を守るために真実を告げることを恐れたり、発言しながらなかったりするかもしれないとも勧告した。こうした課題を克服するため、子どもたちは真実・和解委員会に対し、家族間の話し合いを活用すること、子どもの声が尊重される環境づくりをすること、自分たちに影響がおよぶ問題について子どもたちの意識を高めるために若者クラブを結成することなどを提案した。

委員会は2003年4月に公開審理を開始し、子どもや女性から証言を得るために地区レベルで非公開の審理を開

いた。女子は女性の委員と、男子は男性の委員とそれぞれ個別に会って話をした。フォローアップのための訪問をした子どもの保護団体によれば、委員会への参加は子どもたちが自分の体験をありのままに受けとめるうえで役に立ち、安心感や、自分が貢献したことについて誇りを表明する子どもたちもいたという。2003年6月以降、委員会は紛争下の子どもたちの経験についての公開審理を開いた。多くの子どもたちが証言したが、身元が保護できるようビデオで証言した紛争被害者もいる。子どもたちの勧告は委員会の最終報告書（2004年）に掲載されるとともに、この種の報告書としては世界で初めて、子どもにもわかりやすい形言い換えをした報告書も作成された。作成には、3つの全国的な子どもネットワークから100人を超える子どもが参加した。

**課題：** 以上のような進展はあったものの、子どもの兵士の問題がどのぐらいの規模で広がっているのかという点についてはまだよくわかっておらず、これまで使われてきた質的な面での推測の多くを裏づける確固たるデータは存在しない。国際法で子どもの兵士の徴募を禁ずることは必要だが、それだけで徴募がなくなるわけではない。子どもの徴募の防止について紛争当事者はたくさんの具体的な約束をしてきたものの、選択議定書のような国際基準の適用の面ではいくつかの課題が残されている。

新たな課題も浮上してきた。近年、紛争当事者による子どもの拉致が急増しており<sup>(20)</sup>、効果的な予防策を講じていくためにはこの点に即ちその注意を向けなければならない。また、動員解除された子どもの兵士を対象とした保護的な環境を

整備し、子どもたちがふたたび徴募されないようにすること、家族やコミュニティにうまく再統合できるようにすることも必要である。

子どもを兵士として搾取することに反対する国際的キャンペーンは、武力紛争に参加した子どもたちを配慮のある方法で市民社会に再統合していく草の根レベルの取り組みによって支えられなければならない。元子どもの兵士は正規の教育を受けられなかった可能性が高いし、家に戻る際に問題に直面することもある。家族・友人・隣人への暴力行為を強要されていたときはなおさらである。さらに、元子どもの兵士が戻ってくることについて、コミュニティや家族への十分な説明と準備が必要であるし、心理社会的ケアおよび保健ケアも提供しなければならない。識字能力、ライフスキル、所得創出能力などの教育を提供すること



© UNICEF/OPT/04-01/2017/Steve Sabella

かつては「安全な遊び場」に指定されていた場所で、瓦礫のなかにたたずむ少年（パレスチナ自治区・ラファ）。

により、戻ってきた子どもたちが動員解除後に生計を立てられるようになる。しかしこうした再統合に関わる部分には武装解除・動員解除の取り組みほど財政支援が寄せられておらず、このような不均衡は不満と新たな暴力を引き起こしかねない。

## 女子・女性

**進展：** 武力紛争が女子・女性に特有の影響を及ぼすことが認知されたという点では、大きな進展があった。2000年10月31日には、国連安全保障理事会が「女性、平和、安全」に関する決議1325を全会一致で採択している。これは、武力紛争が女性に及ぼす不相应な影響の問題を安全保障理事会が初めて扱った決議である。同決議は、紛争防止、平和維持、紛争解決および平和構築に女性が貢献していること——往々にしてこれが過小評価されている——を認知するとともに、女性

が積極的主体として平和および安全保障に対等な立場で参加することの重要性を強調している。やはり2000年には、国連が後援したあるセミナーで、ウィントフック宣言と「多面的平和支援活動の主流にジェンダーの視点を位置づけることに関するナミビア行動計画」が採択された。同宣言は、平和維持・和解から平和構築に至るまでの和平プロセスのすべての側面に、女性と男性が対等なパートナーおよび受益者として参加できるよう、国連平和維持活動全般に男女平等の原則が行きわたることを求めている。

**課題：** このような成果にも関わらず、紛争後の状況で女性・女子の権利に向けられる関心は依然として不十分である。再建のための多くの取り組みでは、女性に対してとくに焦点が当てられるわけでもなく、さまざまな部門間の支出比較をするジェンダー別予算分析（軍に割り当てられる資金と教育の取り組みのために配分される資金との比較など）も行われていない。たとえば国連が資金を拠出したアフガニスタン再建計画（2002年）では、女性にとくに焦点を当てたプロジェクトの予算は、総予算17億ドルの0.07%にすぎなかった<sup>(21)</sup>。

紛争下の女性・女子をレイプや性的暴力から保護することに関して言えば、こうした保護が必要であるという認識が国際機関の間で高まったということだけで精一杯である。問題の深刻さは以前と変わらない。コンゴ民主共和国では、1998年以降、数十万人の女性がレイプされたと考えられている。さらに最近の例では、スーダンのダルフール地方で、民兵が日常的にレイプや性的暴力を行っている。攻撃は避難民キャンプ周辺でもやむことがなく、危険を承知で水やたき木を探しに出かけた女性が狙われている。

戦時においてレイプから女子・女性を保護する責任はまさに政府の双肩にかかっているが、多くの政府は、紛争下でレイプが発生するのはほぼやむを得ないと考えている。そうではない。レイプは犯罪であり、加害者は責任を問われなければならないのである。国際刑事裁判所規程は、レイプその他の重大な性的暴力を戦争犯罪と規定している。しかし、加害者が確実に裁かれるようにするためにはまだまだ課題が多い。

## 子どもの兵士の再統合：アフリカ・アジアでの取り組み

ユニセフやいくつかの非政府組織が進めている再統合の取り組みは、子どもの兵士が戦闘員から民間人に戻る過程を円滑にしている。現在、こうしたプログラムのほとんどはアフリカで行われているが、アジアでも複数のプロジェクトが進められているところである。

**アフガニスタン：**2004年2月に始まった動員解除プログラムにより、8つの州で2,203人の子どもたちが支援を受けた。動員解除された子どもたちのうち、1,700人を超える子どもたちが再統合プログラムのための評価の対象とされている。この動員解除プログラムは2004年末までに拡大され、アフガニスタン中部の6州および北部の5州が新たに対象となる予定である。

**ブルンジ：**同国の17州すべてで、再統合のための標準一括プログラムが導入された。これには、元子どもの兵士をケアする家族（血縁者か里親かは問わない）に支援を提供すること、動員解除されたすべての子どもを適切な教育課程に編入させること、職業実地訓

練・小規模事業・スポーツといった若者参加にふさわしいプロジェクトを立ち上げることなどが含まれている。

**コンゴ民主共和国：**2001年12月以降、元子どもの兵士はキムウェンザ移行・進路指導センターで受け入れられてきた。動員解除された子どもたちには、心理社会的ケアや医療ケア、基礎教育、家族との再会をめざした追跡支援のための援助が提供される。年長の子どもは、職業訓練や、他の子どもたちと同じ部屋で暮らしながら半自立生活を送れるよう支援を受ける。食べ物を買うため、少額の支給手当を受け取りながら、所得創出活動を通じて自活する力を身につけるよう促される。

**リベリア：**2004年4月に子どもの兵士の動員解除が再開され、1年間続けられることになっている。ユニセフとリベリア駐留国連派遣団は、子どもが動員解除と社会への再統合に備えられるように、また家族とコミュニティが元子どもの兵士の帰還に備えられるように、大規模な意識啓発キャンペーンを実施した。子どもの保護に携わる諸

機関は、子どもたちが紛争の経験から立ち直れるよう、ケアのための共通基準を使用している。

**ソマリア：**終わることのない紛争の中、あらゆる勢力が子どもたちを徴募している同国で、ユニセフは、モガディシオのエルマン平和センターを通じて元子どもの兵士の動員解除を支援してきた。子どもたちは、6カ月の期間で、1週間あたり4日の職業訓練（電気器具の据付、車の運転、事務管理、コンピュータ操作等）と1週間あたり2日のカウンセリング・紛争解決訓練を受けることができる。

**スーダン：**スーダンの北部・南部ともに子どもの兵士の動員解除が進められている。ある特別対策班は、2001年後半に活動を開始して以来、反政府勢力であるスーダン人民解放運動(SPLM)に関わっていた子どもの兵士1万2,000人を動員解除してきた。政府軍およびそれとつながる民兵に参加してきた子どもたちの動員解除と再統合も、きわめて重要である。

## 地雷

**進展：** 対人地雷の製造・販売を禁ずる国際法を求める声が受け入れられた。「地雷禁止国際キャンペーン」が主導し、1,000以上の非政府組織が参加した世界的なアドボカシー・キャンペーンの結果、1997年には地雷の使用を禁ずる条約が採択され、キャンペーン主催者には1997年のノーベル平和賞が授与されている。この「対人地雷の使用、貯蔵、製造および移転の禁止に関する条約」(対人地雷禁止条約)は1999年3月に発効し、2004年9月までに143カ国が条約に拘束されることへの正式な合意を表明した。注意深いモニタリングと違反の報告という裏づけがあるときに国際条約がどれほどのことを達成できるのか、この条約の成功がそれを物語っている。

もうひとつの前向きな一歩として、2003年後半には「特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)」の議定書Vが採択された。紛争当事者に対し、爆発性戦争残存物の除去、その危険性に関する民間人への警告、負傷者への援助を義務づけたものである。このように無差別的・破壊的影響を及ぼす兵器を禁止する道義的必要性がますます多くの国々によって受け入れられるにつれ、地雷使用による事故の報告件数も減少し続けている。2000～2001年には13カ国の政府が地雷を配備していたが、その数は2001～2002年には9カ国、2002～2003年には6カ国へと減少した。

**課題：** 今後の課題は、このような着実な進展を維持するとともに、対人地雷禁止条約にまだ賛同していない国々に圧力をかけ続けていくことである。未調印国には国連安全保障理事会の常任理事国5カ国中3カ国も含まれている。一方で、地雷の危険性に関する教育も緊急に進める必要がある。これは、警告標識を認識する方法といった基本的な地雷回避能力を人々に教えていけばいいということではない。地雷の危険性に関する教育では、詳細な質的調査を通じ、地雷事故を助長する主な要因(貧困・避難・社会的排除など)を明るみに出していく作業が比重を増しつつある。1990年代後半以降、地元の人たちは地雷教育のなかで何を優先的に教えていくかを、自分たちで決定するよう促されてきた。地雷の危険性に関する教育はまた、学校のカリキュラムや公衆保健プログラムにますます多く取り込まれるようになってきている。データ収集の改善は、アドボカシーの強化につながるだけでなく、地雷の影響を受ける子どもたちを対象にした支援・保護プログラムをより効果的なものに改善していくことにもつながると言える。

## 戦争犯罪

**進展：** ジェノサイド(集団殺害罪)、戦争犯罪、および人道に対する犯罪について個人を裁くことができる常設国際裁判所として国際刑事裁判所が設置されたことは、近年におけるきわめて重要な前進である。同裁判所を設置する根拠となった1988年ローマ規程は、民間人(子どもを含む)への意図的攻撃、学校への攻撃、15歳未満の子どもの徴募はいずれも戦争犯罪であることを明確にした<sup>(22)</sup>。

特定の紛争について審理するために設置される——ルワンダで行われたジェノサイドを審理するアルーシャ(タンザニア)の裁判所のような——常設ではない特別裁判所も、不処罰の文化の解消に役立つ。シエラレオネ特別法廷が2004年6月に下した——15歳未満の子どもを敵対行為で徴募または使用することは国際慣習法上の戦争犯罪である旨の——画期的な裁定により、武装戦闘員として子どもを徴募したことについて初の有罪判決が下されるかもしれない。この裁定は、被告のひとり、15歳未満の子どもの徴募は特別法廷の司法権が1996年に発生するまで戦争犯罪として確立されていなかったとして起訴の無効性を主張したことに対する判断であった。今後の課題は、この決定の歴史的重要性を広く知らしめるところにある。

**課題：** 戦争責任追及のしくみはさまざまな形態で設けることができる。アパルトヘイト後の南アフリカやシエラレオネで活用されている真実・和解委員会、国内裁判所、そしてルワンダのガチャチャ裁判制度のような伝統的紛争解決手続きなどはその例である。戦争責任追及は、癒やしのプロセスに寄与するとともに、自分や社会に起こった出来事は自分のせいではないのだということを子どもが理解するうえで役に立つ。責任追及を通じて子どもの権利侵害に注意を促し、かつ子どもに対する残虐行為を記録に残すことはいずれも、紛争下で子どもたちに起こっている出来事の背景をより広い視点から理解するために重要である。責任追及は、暴力の悪循環を断ち切り、民主主義や法の支配への信頼を回復し、和平プロセスが成功する可能性を高め、新政府の正当性と権威を強化するうえでも役に立つ。

子どもたちは、戦争犯罪、人道に対する犯罪およびジェノサイドを、被害者または目撃者として経験する場合がほとんどである。しかし、リベリア、ルワンダ、シエラレオネ等の国々で近年起こったように、徴募され、このような犯罪の共犯者にさせられる子どもも存在する。武力紛争の際に残

虐行を行うよう子どもに強制することは、それ自体戦争犯罪である。それは深刻な心理的被害を引き起こし、子どもの権利を侵害する。加害行為に手を染めた子どもは犯罪の方針の被害者と見なされるべきであり、その方針についてはおとなが第一義的責任を負っているのだ。国際司法機構等は、かかる言語道断な犯罪の遂行を計画・命令した政治勢力・軍事勢力の訴追に焦点を当てることが求められる。

ただし、紛争後の社会で法の支配に対する信頼を回復するためには、重大犯罪に加担した可能性のある子どもも適切な形で責任を問われるべきである。その際には子どもたちの権利を尊重し、その年齢と成熟度を考慮に入れる必要がある。審理・和解委員会で子どもが証言すること、伝統的な癒やし・和解のプロセスに参加することなどが考えられる。子どもの権利条約によれば、その主たる目的は、加害行為に手を染めた子どもの社会への再統合を促進することである。

子どもを対象とした司法手続きは、いかなる場合にも、子どもの身体的・心理的・社会的回復が確保される少年司法・修復的司法の中で進めることが求められる。こうした手続きには、子どもの権利に関する訓練を受けた裁判官、弁護士、警察官、ソーシャルワーカーが参加するべきである。

## 制裁

**進展：** 制裁を行う場合、子どもをはじめとする弱い立場に置かれた人々への影響を懸念する声が増えつつあり、その結果、このようなグループへの影響を避けられるよう、対象をより注意深く限定した制裁策を導入する試みがなされている。

国連には、国連憲章41条により、加盟国に対して経済制裁、およびその他の制裁を行う権限が認められている。1990年代に安全保障理事会が制裁を行ったのは、エリトリア、エチオピア、ハイチ、イラク、リベリア、リビア、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、旧ユーゴスラビアに加え、アフガニスタンのタリバン政権とアンゴラのアンゴラ全面独立民族同盟（UNITA）である。

これらのうち、ハイチ、イラク、旧ユーゴスラビアに対してはもっとも包括的な制裁が行われた。そしていずれの国でも、制裁措置が子ども、貧困層および高齢者にもたらした影響に重大な懸念がわきおこり、制裁の倫理的妥当性が問われるに

至った。

制裁による負の影響がもっとも強く及ぶのは、当然、もっとも弱い立場に置かれた人たちである。健康な成人は一般的に長期にわたる剥奪状況にも持ちこたえられるが、子どもたちは利用できる資源がはるかに少なく、回復不可能な被害を受ける場合がある。

たとえば、1991年にハイチに課された制裁は子どもたちに甚大な影響を及ぼした。1994年から1995年に実施されたある調査によれば、5歳未満児の7.8%が急性栄養不良に陥っていたという（1990年は3.4%）。就学率は83%（1990年）から57%（1994年）へと減少し、路上で生活する子どもの数は同じ期間に倍増した<sup>(23)</sup>。

ハイチでこのような実態が明らかになったことは、イラクの子どもたちの苦境（制裁期間中に5歳未満児死亡率が2倍以上になった）とあいまって国連を動かし、今後は制裁をはるかに注意深く発動しなければならないとの認識につながった。国連憲章41条にもとづいて行われる制裁が、いっそう高い生活水準の促進および社会的進歩・健康・教育の向上という、憲章55条にもとづく国連の責任と矛盾する可能性があることが明らかになったのである。

国連安全保障理事会は1999年に決議1261を採択し、武力紛争に巻き込まれた子どもたちの問題を取り上げた。決議のある条項の一節で、安保理は、41条にもとづく制裁を行うときには常に子どもへの影響を検討すると誓っている。2000年4月には、国連の制裁政策を見直し、どうすればよりいっそう制裁の対象を限定することができるかを勧告するための作業部会を設置した。アンゴラのUNITA、リベリア、シエラレオネに対して近年発動された制裁は、武器とダイヤモンドの禁輸ならびに上級政府職員の渡航禁止に限定されており、その影響と効果に対する評価も注意深く行われている。

**課題：** 国連は、このように対象を限定した制裁、すなわち「スマート」な制裁によって、軍事力を用いるには至らないものの、道を誤った加盟国に対し、単なる口頭の警告や勧告よりもはるかに大きな圧力をかけることができる措置に対する国際社会の信頼が回復されることを希望している。

## 「平和地帯」としての子ども

**進展と課題：**「平和地帯としての子ども」という考え方を国際法に組み込もうという希望はまだ実現されていない。しかし、いくつかの紛争ではこの考え方の有用性が証明され、命を救い続けている。たとえばスリランカでは、紛争に苦しめられている北東部で暮らす子どもたち50万人以上が、ユニセフ支援の「準全国予防接種デー」（2003年10月）でポリオの予防接種を受けた。1995年以来、政府と「タミル・イーラム解放の虎」は毎年この「静穏の日」を遵守し、この停戦期間中に全国の子どもたちが予防接種を受けている<sup>(24)</sup>。

最近の重要な進展のひとつは、国連平和維持派遣団に与えられる任務の中で、国連安全保障理事会が女性と子どもの保護の必要性に特に言及したことである。また、このような派遣団が——とくにアフガニスタン、コンゴ民主共和国、シエラレオネなどで——ひとりまたは複数の子どもの保護

アドバイザーを任命することも一般的になってきている。

紛争に苦しめられている国々のなかでもアンゴラ、コロンビア、スリランカでは、平和地帯としての学校——国中を悩ませる暴力からの安全な避難場所としての学校——という考え方が積極的に推進されてきた。学校は、子どもにとってあらゆる面でも安全な場所でなければならず、信頼できるおとなによる保護が子どもたちに与えられなければならない。これは、ミレニアム開発目標のひとつである初等教育の完全普及に向けて世界が進んでいくための、最初の必要条件のひとつである。このような安心感が失われれば——2003年10月、ネパール西部の学校における武力衝突で複数の子どもが死亡するという悲劇が起きたときのように——、子ども時代の不可侵性そのものが疑われてしまう。

## 紛争下・不安定な状況下にある子どもたちに対するユニセフの主な活動

### 初期対応

ユニセフは、危機の勃発から**6～8週間**は、緊急事態にある子どもたちに対する以下の活動を実施するためにパートナーとともに活動する。

- 確立された機構の枠内で、子ども・女性の状況についての評価、モニタリング、報告、アドボカシーおよび連絡を行う：子ども・女性の状況を迅速に評価し、初期モニタリング・システム——重大な、または組織的虐待、暴力および搾取に関するものを含む——を確立し、適切なメカニズムを通じて報告する。
- はしかの予防接種、ビタミンA、必須医薬品および栄養補助食を提供する：生後6カ月～14歳のすべての子どもにはしかの予防接種を行うとともに、必要に応じてビタミンAを補給する。緊急保健キット、レイプ被

害者ケア・キット（必要に応じて）、経口補水配合剤、基礎保健キット、栄養強化食品および微量栄養素補助食品を提供する。毛布や防水シートなどその他の緊急用物資を提供する。

- 子ども・母親の栄養補給を行うとともに、栄養状態をモニタリングする：世界食糧計画(WFP)および非政府組織とともに、乳幼児の栄養補給を支援し、また治療的・補完的栄養補給プログラムを実施する。栄養状況のモニタリングおよび監督を開始する。
- 安全な飲料水、衛生設備および衛生知識を提供する：緊急給水・浄水設備、基礎的家庭用給水キット、安全な排泄物処理設備および衛生教育を提供する。
- 家族離散を防ぐための援助を行うとともに、家族と離れ離れになった子

どもの身元調査、登録および医学健診を促進する：家族追跡システムを整備されるようにし、ケアと保護を提供、子どもおよび女性の性的虐待・搾取を防止する。

- 子どもを対象とした学校教育、その他の学習機会を再開する：臨時の学習スペースを設け、学校を再開し、女子に焦点を当てながら教師と子どもの再統合を開始し、レクリエーション活動を組み込む。

これら緊急事態への初期対応を可能にするため、ユニセフは、紛争初期からコミュニティの能力構築を重視しながら、各国政府、非政府組織およびその他の国際的パートナーとともに活動する。

## 緊急支援

**進展と課題：** 今日では緊急事態はかつてなく複雑なものとなっており、その数も増えている。人道支援に携わる人の専門性——そして支援対象である人々のニーズへの配慮も——が高まっていることは間違いない。しかし、支援の提供という面で進展が見られる一方で、支援に携わる人々が攻撃対象とされること、重要な支援プロジェクトに十分な資金が拠出されないこと、人道支援に携わる人々が支援地域に到達できないことが多く、長期的な再建プロセスは危機に瀕している。

たとえばソマリアにおける問題は、内戦下にある他の国々と同じように、人道支援プログラムに十分な資金が拠出されないこと、また支援に携わる人の命が故意に狙われることによっていっそう複雑化してきた。これによって人道支援機関の制約は大きくなり、結果的に、もっとも窮乏している人々の剥奪状況も悪化している。世界的に見る

と、1992年1月から2002年3月までに200人以上の国連文民スタッフが暴力で命を落とした。さらに数百人が誘拐、レイプ、襲撃の対象となっている。

人道支援機関は、危機の発生や沈静化に応じて対応を変えていかなければならない。ユニセフは2000年に、紛争下、あるいは不安定な状況下にある子どもと女性の保護・ケア面での初期対応のあり方を定めた。ユニセフはそれ以来、紛争が子どもたちにもたらす多くの困難に対処するための政策や方策を立てている。保護者とはぐれてしまった子どもや国内避難民の子どもの支援、緊急事態下での教育の提供、武力紛争に参加している子どもの動員解除・再統合の取り組みなどがそれである。主要な活動は2004年に改訂・拡大された(56ページのパネル「紛争下・不安定な状況下にある子どもたちに対するユニセフの主な活動」参照)。

## 長期的対応

各国駐在事務所は、初期対応に留まらず、「緊急事態にある子どもたちのための主な活動」のその他の要素に対応する場合がある。とくに重要なのは、被支援国自身によるプログラムの実施とリーダーシップへの移行を考慮すること、そして国内システムの構築を支援することである。

- **子どもたちの状況をモニターし、子どもたちのためのアドボカシーを行う：** 子どもたちの状況および子どもの権利侵害についての情報の収集・更新をする。関連するパートナー、子どもの権利の擁護に携わる人々、一般大衆およびメディアが必要に応じてこの情報を利用できるようにする。子どもたちのためのアドボカシーを行う。
- **生存：** 予防接種および予防保健サー

ビスへの支援を拡大する(例：下痢、肺炎、マラリアおよび破傷風による子ども・妊産婦の死を防ぐため、緊急産科ケア・サービスを含む必須医薬品と保健サービスを提供する)。母乳育児および補助食品の供給を含む乳幼児の栄養摂取を支援するとともに、必要に応じて治療的・補完的栄養補給プログラムを支援する。安全な給水設備と衛生設備を設置・改善・拡大し、衛生的な慣行を促進する。

- **子どもの保護を組織化する：** 保護者のいない子どもや親を失った子どもの特定・登録を引き続き支援するとともに、コミュニティの能力を強化してこのような子どもを保護・ケアできるようにする。子どもと女性のために子どもにやさしい空間を設け、心理社会的支援を提供する。子どもの兵士の徴募やその他の搾取的形態の児童労働をはじめ、子どもの

虐待・搾取のモニタリングと報告、およびそれに反対するアドボカシーを行う。子どもの兵士の解放と社会への再統合に関する活動を開始する。子どもや女性に対する性的暴力を防止し、それに対応するための活動を促進する。地雷の危険性に関する教育の組織化を主導する。

- **初等教育サービスを再開する：** 初等教育と学校内のコミュニティ・サービス(給水や衛生設備等)を再建・維持する。
  - **HIV／エイズを予防する：** HIV／エイズ関連の情報にアクセスできるようにする。関連するパートナーとともに、性感染症の治療を含む包括的なHIV予防サービスを若者が利用しやすくする。
- 101ページの注参照。

## 教育

**進展と課題：** 平和教育とは、子ども・若者・おとなが、あからさまな紛争・暴力と構造的な紛争・暴力の両方を防止すること、紛争を平和的に解決すること、平和に寄与する条件を個人間・集団間でも国内的・国際的レベルのどのレベルでもつくりだすことを可能にする知識、スキル、態度および価値観を促進するプロセスである。

平和教育はすべての社会で行われなければならない、武力紛争や緊急事態の渦中にある国に限られるものではない。子どもとおとなの行動が一過性ではなく変わるためにはどうしても時間が必要なので、効果的な平和教育は必然的に長期的なプロセスとなる。平和教育は学校その他の学習環境を基盤として行われることが多いが、コミュニティ全体の参加を得るのが理想的である。

この10年間に相当の進展が見られた分野のひとつに、緊急事態下における教育の活用がある。従来、教育は緊急事態の際に最前線で提供されるべきサービスとはとらえられていなかった——情勢が安定するまで先送りされることが多かったのである。これはもはや当てはまらない。教育はますます、緊急事態の際に真っ先に必要とされるもののひとつに数えられるようになってきている。学校は子どもを物理的に保護することができるし、教育自体、子どもたちの生活を安定させ、普通の状態に近づけることができる。ユニセフは、アフガニスタン、イラク、リベリア、スーダンのダルフール地方で、子どもたちを——多くの場合には生まれて初めて——就学させることを、安全な飲料水、栄養および基礎的保健ケアの提供とあわせて優先課題と位置づけてきた。

ユニセフは、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) や世界食糧計画 (WFP) のような他の国連機関、それに機関の枠を超えた「緊急教育ネットワーク」に参加する非政府組織と連携しながら、子どもたちが学び、遊び、心理社会的支援を受けられ、また母親が乳児と個人的時間を過ごしたりカウンセリングを受けることができる安全な環境を、子どもたちのためにつくりだすことを目指している。紛争地域がさらに広い場合、学校の再開、インフラの再建またはバック・トゥ・スクール（学校に戻ろう）キャンペーンの開始が目標となる（59ページのパネル「バック・トゥ・スクール」参照）。

危機や紛争時に年長の子どもや青少年の参加を保障することは不可欠である。よりよい未来を構

想し、その実現に貢献する機会を与えられなければ、紛争という極端な状況のなかで若者らしい楽観主義もくじかれてしまう。したがって、このような子どもの参加権の保障に取り組むかどうかという点について選択の余地はない——それはいやおうなしに必要なことなのである。

## バック・トゥ・スクール：複雑な緊急事態の中で教育を保障する

緊急事態によって扉の鍵が開かれ、それまで無視されてきた子どもの権利の分野に各機関が取り組めるようになる場合もある。そのもっとも顕著な例が2002年の**アフガニスタン**である。同国ではこの年、積年の紛争と教育放棄を経て300万人を超える子どもが就学に成功した。紛争から立ち直りつつある国で教育が筆頭課題とされた最初の瞬間である。それ以降、ユニセフはアンゴラ、リベリア、パレスチナ自治区で大規模なバック・トゥ・スクール・キャンペーンを展開してきた。

**アンゴラ：** 大規模なバック・トゥ・スクール・キャンペーンに加えて、ユニセフは、紛争の影響を受けた子どもたちのために子どもにやさしい空間を立ち上げた。子どもたちが教育や心理社会的援助を受ける場所としてとくに指定された区画である。そこでは、親が紛争から避難している間に生まれたため故郷の村や町を一度も見たことがない子どもたちに、彼らが大いに必要としている安定した空間が用意される。今後の課題は、紛争の影響を受けた子どもたちのために子どもにやさしい空間をさらに提供できるよう、ドナーからの資金拠出を増やすことである。

**リベリア：** リベリアにおけるバック・トゥ・スクールの取り組みは10年に及んだ紛争後に開始されたものであり、

推定100万人の子どもたちを対象とすることを目標としている。そこで提供されるのは教育だけではない—保健ケアや給水・衛生設備などの基本的サービスも、新たに造られた学校を通じて提供されるのである。ユニセフは7,000個以上の教育キットを提供するとともに、2万人の教師の研修・支援を行い、適切なカリキュラムの作成に取り組んでいる。国連開発計画（UNDP）と国連プロジェクト・サービス機関がいくつかの学校を再建する一方で、世界食糧計画（WFP）は学校給食プロジェクトや教師向けの労働の対価としての食糧援助プロジェクトを支援しているところである。

**パレスチナ自治区：** この2年、パレスチナ自治区の子どもたちの福祉は急速かつ深刻に悪化してきた。これは、子どもたちが毎日のように経験している暴力および移動制限と直接関係している。家族や友人の死傷、器物損壊、そして息詰まるような封鎖・外出禁止令・自宅軟禁の結果としての欲求不満と貧困などである。バック・トゥ・スクール・キャンペーンにより、パレスチナの子どもたち100万人が学校に行き、通い続けられるようになった。しかし1,300校近くの学校が外出禁止令や包囲・封鎖によってまともに運営できなくなっており、ユニセフはもっとも影響の大きい地域で代替教育プロジェク

トを支援することで対応を図っている。

**パプアニューギニア：** 武力紛争に巻き込まれた子どもたちが教育を通じていかに普通の生活感を取り戻すことができるか、そのもうひとつの例をブーゲンビルに見出すことができる。そこには9カ所の「立入禁止地域」があり、分離独立を求めて闘う反政府勢力の支配下に置かれていた。これらの地域で子どもの権利が否定されていることを知ったユニセフは、2002年に円卓会議を呼びかけ、元戦闘員、村長、女性団体その他の関係者を集めて、子どもたちが基礎教育を受けることがいかに大切かを強調した。3カ所の立入禁止地域がプログラムの対象とされ、反政府勢力の指揮官から許可が得られた。教師は、立入禁止地域に戻る前に2週間の集中研修を受講。プログラムは十分な成功を収め、当初は懐疑的だった親たちも、2003年中にさらに3つの立入禁止地域でもプログラムを実施するよう要望してきたほどである。ブーゲンビルにはいまだに1カ所だけ立入禁止地域が残っているが、上記の取り組みにより、教育制度を復活させるための確固たる基盤が確立された。

## 危険な宿題：留まるところを知らない暴力にも関わらず学校に通うイラクの子どもたち

毎年夏を迎えるころ、イラクの子どもたちは試験を受けて進級できるか留年するかが決まる。したがって、この学年末試験は1年のうちでもっとも重要な行事である。

最近のイラクでは何もかもそうであるように、教育も重大な混乱の渦中に置かれてきた。戦争が引き起こした被害と、それに続く略奪と焼き打ちにより、すでに荒れ果てていた教育制度は壊滅した。不安定な情勢—毎日のように続く爆撃、誘拐、強奪—はあいかわらずで、とくに女子の通学率は不安定で比較的低いレベルに留まっていた。さらに、学校が略奪されるために生徒・教師には教材がほとんど残されていない。猛烈な暑さが続くうえ、ほとんどの地域で1日数時間しか電気が使えないことにより、自宅や教室での学習は困難である。

このような悪条件のため、2003年の学年末試験は中止されることになっていた。そうなれば、実質的に数百万人のイラクの子どもたちにとって丸々1年間の学習が無駄になり、留年を余儀なくされるところだった。

イラクの親や社会が学年末試験を重視していることに気づいたユニセフは、米国国際開発庁、デンマーク、イタリア、韓国、スウェーデンの各政府、ユニセフ・イタリア国内委員会の支援を得て、イラク教育省による学年末試験の計画・実施を支援した。1,500万冊の試験冊子と試験に必要な物資・設備が調達・配布され、試験の実施を親やコミュニティに知らせるための社会的動員キャンペーンが開始された。そして2003年7月初頭、ついに550万人

のイラクの子どもたちが学年末試験を受けられたのである。安全上の懸念から学校に通わないことが多かった女子はとくに熱心に試験を受け、すべての学年で男子よりもよい成績を収めた。

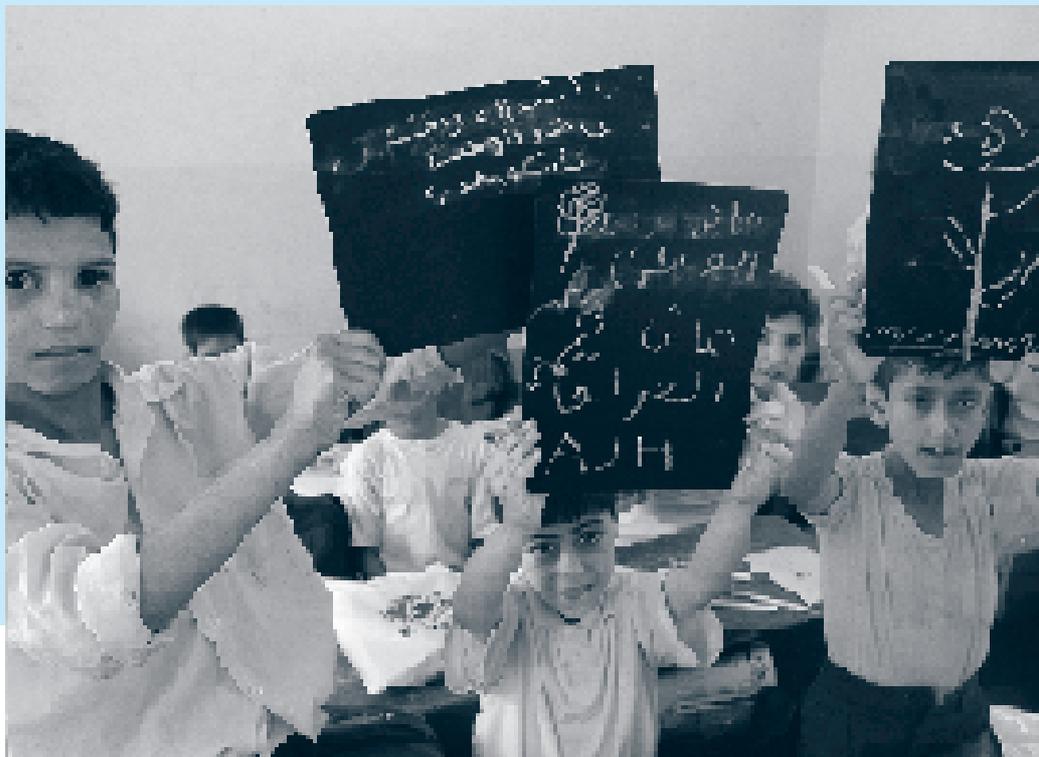
2003年4月初めにサダム・フセイン政権が倒れた直後の通学率は60%だったが、今回の学年末試験では、初等・中間・中等学校に通う子どもの96~99.8%が受験した。これは、子どもとその家族にとっても、戦争中に深刻に無力化された新教育省にとっても、重要な成果である。教育制度に対する生徒や親の信頼を回復するうえで役立ち、生徒の学校復帰も大いに促進された。

今回の学年末試験は、ユニセフの2003/2004年度バック・トゥ・スクール・キャンペーンの一環として実施されたものである。このキャンペーンは、物流規模としてはユニセフ史上最大のものだった。6万8,000個を超える「スクール・イン・ア・ボックス（箱の中

の学校）」キットが製作・配布され、4,600万冊の教科書が印刷・配布された。これに加えて、戦争で被害を受けた220の学校が再建され、他の25校についても作業が進んでいる。

イラクは依然として一触即発の情勢である。イラク人と連合軍との衝突により、ファルージャとバスラでは100人を超える子どもが—一部は通学中に—死亡したと報告されている。それでも2004年6月には国中の生徒が学校に押し寄せ、学年末試験を受けた。バグダッドのピラード・アル・アラブ女子高校には電気が来ておらず、だれもが猛烈な暑さに苦しんだ。ハリード・サルマンは、娘のユスラが試験を受けている間、妻といっしょに校舎の外で待っていた。

「ここには警備員がいて生徒たちを守ってくれてるけど、それでもこわいですね」とハリード。「昔は子どもに付き添って学校に来たりはしなかった。安全だったし、子どもたちに危害を加えようという人はいませんでした



から。状況はこれからよくなると思っていますが」

試験を受ける6年生の娘、ルスルの付き添いでアル・カヒーラ女子高校にやってきたサヒーラ・アリは、校門の外で待っている間、こう言って恐怖心をあらわにした。「学校に着いてから何回か爆発音を聞いたし、ここに来るまでも誘拐事件がありました。警察の捜査があったので、到着が遅くなってしまいました」

アル・カヒーラ女子高校の6年生、ラナ・ラシードは、騒乱がやまず、安全が確保されなかったせいで先生たちはその年のカリキュラムを全部終わらせることができなかったと言う。「今日は渋滞のせいで遅刻したんだけど、そこからさらに授業開始が遅れたんです。警備員さんが学校を捜索して、爆弾が仕掛けられていないことを確かめなければならなかったから」と彼女。「移動はものすごく制限されています。道を歩くときはびくびく警戒しないといけないし、こっちを見ている人がいたら疑ってしまうし。電気はめったに来ないし、この暑さのなかで試験勉強するのはもう苦行ですよ。試験会場でも天井に扇風機がなくて、汗をかいています」

しかし、過酷な暑さも、絶え間ない暴力の恐怖も、イラクの子どもや親に教育をあきらめさせることはできない。子どもたちにとって、学校に行くことは敢えて冒す日々のリスクであり、それによって自分自身にも自分の国にもよりよい未来がもたらされることを願っているのである。

## 防止

**進展：** 1996年には世界中で22件の大規模な武力紛争があった。2003年は19件であり、1990年以降の年間発生件数としては2番目に低かった。それでも、紛争の調停・解決の面で相当の進展があったとは言いがたい。たとえば、暴力や迫害による国内避難民は今日でも52カ国で2,500万人に及んでおり、この人数は1990年代中盤からほぼ変わっていないのである。

この9年間にいくつかの注目に値する成果があった。1996年にはまだ進行中だった、アンゴラにおける積年の紛争がようやく小康状態になったこと。ブルンジ、リベリア、シエラレオネの紛争解決のために膨大な努力が行われてきたこと。しかし、一歩前進があれば、一歩後退があるというのが現状であるようにも思われる。たとえばスーダンでは、政府とスーダン人民解放運動（SPLM）との間で20年間続いてきた紛争について和平プロセスが進行中であるのに——どこか別のところで、すなわちダルフルのように同じ国の別の地域で新たな紛争が始まるからである。21世紀の始まりを迎えた世界は、安全のように見えるどころか、紛争と恐怖によって以前よりもはるかに引き裂かれているように思われる。そして、政治の中心的な話題は、紛争のようである。

**課題：** ユニセフとそのパートナーは、暴力につながる可能性がある経済的・社会的不平等への対応に相当の割合の資源を振り向けている。そこで実施されているプログラムは、女子、農村部のコミュニティ、貧困層をはじめとする弱い立場に置かれた人々への積極的働きかけを重視することにより、彼らが社会の周縁に追いやられることを阻止し、緊張を和らげ、効果的な社会的再統合を促進しようとするものである。公正な開発政策を追求するよう各国政府に働きかけるユニセフの役割はこの10年間で大きくなり、諸問題を平和的に解決するために必要な手段を地域に提供しているところだ。

保護に対する権利の充足を必要とする子どもたちがいるとすれば、それはまさに武力紛争に巻き込まれた子どもたち——兵士として無理やり徴募された子どもたちから、目の前で家やコミュニティを破壊された子どもたちまで——である。しかし世界は、紛争が子ども時代にもたらす被害から数百万人の未来の子どもたちを守る必要もある。そのことを可能にする唯一の確実な方法は、戦争を防止し、すでに起きている紛争を解決することに対し、国際社会がいっそう緊急かつ真剣な手立てをとることである。

## 緊急事態における子ども参加：子どもたちが道を切り開く

非常に困難な状況にも関わらず、戦争で引き裂かれたコミュニティの子どもたちは率先して道を切り開き、参加と生活向上のための創造的取り組みを進めてきた。

**インドネシア：** マルク州では、キリスト教徒とイスラム教徒との紛争（1999～2002年）で数千人の命が失われ、推定140万人が国内避難民となった。コミュニティはあいかわらず宗教的不寛容に引き裂かれているが、2002年以降、子どもたちは和平プロセスのなかで主導的役割を果たし、家庭やコミュニティで前向きな役割モデルを務めてきている。子どもに活動の焦点を当てた非政府組織が集まったイスラム教徒・キリスト教徒連合がユニセフおよびそのパートナーと密接に連携しながら始めたキャンペーンにより、2000年7月、アンボンで参加型の「子ども議会」が開催された。これはインドネシアで初めて開かれた子ども議会であるだけでなく、イスラム教徒とキリスト教徒の分断を越えることができた初めての大きな出来事でもあった。

2002年2月には、全国的に報じられたある行事で、地域のあらゆる宗教的・民族的グループを代表する若者たちがバレンタイン・デーのフォローアップ

として知事公舎を訪問し、平和のメッセージをこめながら、歌を歌ったり赤い紙でできた花を配ったりした。コミュニティを越えた子どもたちの連携が暴力の引き金になるのではないかという当初の不安は、根拠のないものだったことが証明された。この取り組みによって生み出され、大きくなりつつある勢いは安定をもたらすものであることがわかり、グループ間の対話の強化に役立っている。若者たちは文化的・宗教的分断をおとなたちよりも越えやすいことがわかり、真の意味で和平構築プロセスのリーダーとなったのである。

**パレスチナ自治区：** ガザ市、ジェニン、ジェリコ、ラファで子ども自治体評議会が設置され、若者たちに、コミュニティの生活を向上・再建するのに役立つ活動を企画・実施する機会が与えられている。評議会の若者代表155人のうち、半数以上が女子である。会議を開いて優先順位を決め、小規模コミュニティ・プロジェクトを企画・実施し、子どもの権利や関連の問題に関する意識啓発キャンペーンを組織している。このような取り組みにより、暴力に代わるものとして大いに必要とされている機会が保障されるとともに、子どもや青少年が平和構築のために必要なスキルを身につけられるのである。

**ロシア連邦：** 北コーカサスでは、国立チェチェン演劇場（グロズヌイ）が実施する地雷の危険性に関する教育のプログラム立案に、子どもたちが積極的に関わっている。子どもたちは、地雷の危険性に関する教育を自分たちのコミュニティで行うためにはどうするのがもっともよいのか、どのようなメッセージがもっともふさわしいかということについて決定・判断するのである。子どもたちは、脚本を書いたり演技を通じてプレゼンテーションするための訓練を受けたうえで、スキルを実践する機会が与えられる。

チェチェンとイングーシでは、ユニセフが、国際救援委員会（IRC）の実施する「子どもにやさしい学校運営」プログラムを支援している。すべての学校の生徒がそれぞれの学校の代表と役員を選出し、その学年度の活動企画に参加するというものである。生徒たちは、親と教師の会合、学校新聞の編集に参加し、生徒同士で規律を守る努力をしている。

### 前進に向けて

武力紛争という蛮行から子どもたちを保護するためには多くの行動が追求されなければならないし、国際社会は、その実施のために必要な政治的・経済的意志を実証しなければならない。

- 紛争前にも紛争下でも、子ども最優先の対応をとること。
- 子どもの兵士の徴募をやめること。
- 家庭から国内法・国際法レベルに至るまでのあ

らゆるレベルで、子どものための保護的な環境を強化すること。

- 加害者が処罰されない文化を根絶し、責任追及を強化すること。
- 暴力の根本的原因に対応し、調停と紛争解決にいつそう多くの資源を投資することによって、紛争を防止すること。
- 紛争地域での子どもの権利侵害に関する監視・報告を優先課題として位置づけること。これには、武力紛争に積極的に関与する子ども、戦争

の影響を受けているその他の子どもに関して信頼性の高いデータを集めることも含まれる。

- 動員解除および地雷に関する意識啓発キャンペーンを拡大すること。
- 武力紛争に巻き込まれた子どもたちの教育をできるかぎり早く再開すること。
- 早期警報システムの開発および紛争への備えを改善することにより、人道支援機関の紛争対応能力を高めること。
- 紛争と相互作用して子ども時代への悪影響を拡大する、貧困およびHIV／エイズと闘うこと。

## 戦争は子どものための進展を 後退させる

開発途上国は、貧困によって絶望と恐怖が生じ、それが紛争につながり、紛争にともなって膨大な数の子どもたちの権利が脅かされるという悪循環にとらわれていることが多い。

武力紛争は、子どもたちと、子どもたちを保護する人々の命を奪い、体に障害を負わせる。子どもたちを育むために建てられた家や学校を破壊する。子どもたちを家族から引き離し、搾取や虐待の危険性を高め、長年に及ぶ心理的・心理社会的トラウマにつながる可能性がある暴力に子どもたちを晒す。いくつもの国で、子どもたちは戦闘に参加することや使用人・連絡要員・スパイになることを強いられている。

暴力の脅威はコミュニティ全体を自分の家から追いやり、多くの難民・国内避難民を生み出して、栄養不良やHIV／エイズを含む病気になりやすい立場に置く。避難の年月が数年、はては数十年に及ぶこともあまりにも多い。複数の世代の子どもたちが成長するキャンプでは、過密状態、貧弱な衛生設備、法の支配の弱体化によって、子どもにとってとくに危険な条件が揃ってしまう。

武力紛争の影響は戦場だけに留まらない。社会基盤が損なわれることによって、定期的な予防接種活動が行われなくなったり予防接種をしてくれる人々にアクセスしにくくなったりする場合もあり、紛争地域の子どもたちが予防可能な病気で死亡する確率は不相応なほど高くなっている。戦争の影響を受けた国では爆発性戦争残存物が風景の一部となっていることも多く、子どもたちの生命を危険に晒し、また子どもたちを取り巻く環境の多くを安全ではないものとしている。戦争はさらに、大いに必要とされている資金を国家予算から流出させたり家族から生計手段を奪うことにより、発展を後退させ、貧困を悪化させ、子ども時代のあらゆる側面を損なう社会的格差を固定化している。



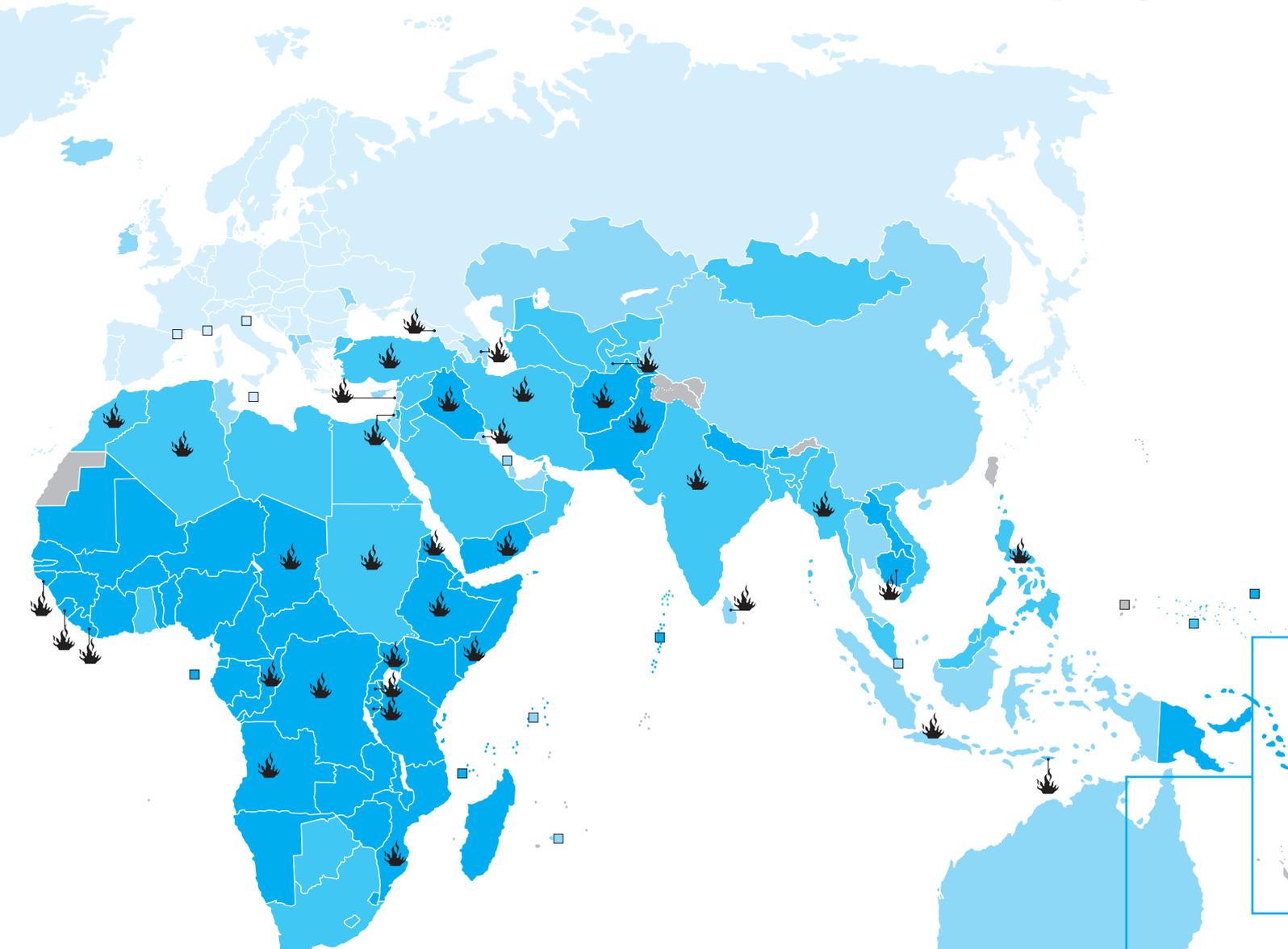
### 50万人以上の国内避難民がいると推定されている国々

(2004年または利用可能な直近の時点の推定値)

シリア	200,000–500,000
スリランカ	430,000–500,000
リベリア	500,000
バングラデシュ	150,000–520,000
インドネシア	535,000
アゼルバイジャン	570,000
インド	650,000
コートジボワール	500,000–800,000
イラク	900,000
ミャンマー	600,000–1,000,000
アルジェリア	1,000,000*
トルコ	1,000,000
ウガンダ	1,600,000
コロンビア	
コンゴ民主共和国	
スーダン	

\*1992～2004年の避難民の推定人数  
\*\*1985～2004年の避難民の推定人数

# さら 危機に晒される子どもたち： 紛争



## 15歳未満の人口比

(2004年または利用可能な直近の時点のデータ)

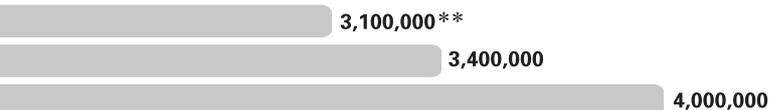
- 40% 以上
- 30%~39%
- 20%~29%
- 20% 未満
- データなし

出典：国連経済社会局／統計部

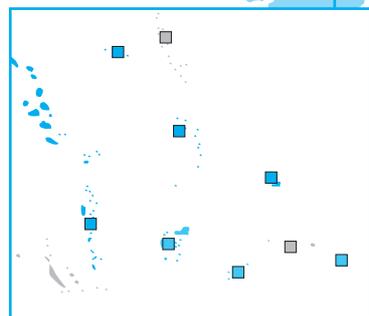


## 1990~2003年のいずれかの時点で大規模武力紛争が起こった開発途上国

出典：SIPRI/Uppsala Conflict Data Project.



出典：Global IDP Project, Norwegian Refugee Council.



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。

点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおよその統治線を示したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。